

# 平成30年度から 個人住民税の特別徴収を徹底します

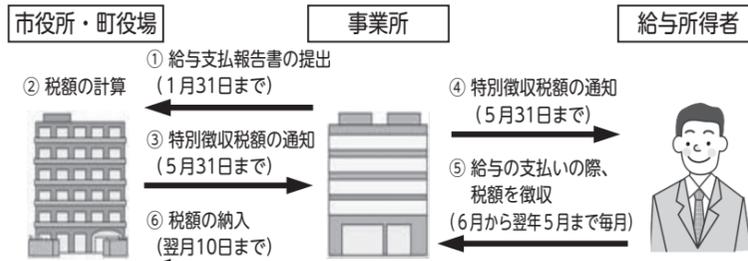
従業員の人の個人住民税は、特別徴収で納めましょう！

▶問合せ 税務グループ ☎079 (435) 0358

## 個人住民税の特別徴収を実施していない事業主の皆さまへ

特別徴収とは、従業員の給与から個人住民税を天引きし、事業主が従業員に代わって、毎月、市町に納入するものです。

### 特別徴収の方法による納税のしくみ



◆この制度は、地方税法及び各市町の条例の規定により、所得税の源泉徴収を行う全ての事業主（給与支払者）に義務づけられています。

◆特別徴収が不要なケースは法令で定められており、例えば、事業主の希望に応じて特別徴収を行う・行わないを決めるといったことはできません。

◆平成28年2月に、県と県内の全市町が一斉に、平成30年度から特別徴収の徹底を行うことを決定いたしました。特別徴収にご理解とご協力をお願いします。



## 広がれ 心のバリアフリー

～ユニバーサル社会を目指して～ 連載⑥

町内在住 山本 須美子

一声かけてください。

私は視覚障害者です。視覚に障害があるといっても、弱視から、光も感じられない全盲まで。そして、弱視といっても、その見え方はさまざまです。そう聞くと、視覚障害者を手伝うのって難しそうと思われませんか？それでも街で白い杖や、盲導犬を連れた人を見かけたら、そして、その人が立ち止まっていたり、不安そうに歩いていると、思い切って声をかけて欲しいのです。

「なにかお手伝いしましょうか？」

「ありがとうございます。A店はこの道でいいですか？」

「それなら通り過ぎましたよ。一緒に行きましょう。どうしたらいいですか？」

「腕につかまらせてください……」

こんな会話で、ひとときでも交流ができれば幸せだと、私は思います。中には、「ここは慣れているのでけっこうです」と断られることもあるかもしれません。せっかく勇気を出して声をかけたのに、がっかりしてしまいますね。でも、どうかそのことは忘れてください。十人十色。事情も様々。そう思って、次の機会にはまた声をかけていただけたらと願います。声をかけてもらって助かるのが、信号です。音声信号があればまだしも、残念なこと、私の住んでいるところにはありません。車や人の動きで判断するわけですが、わかりにくいことや、歩く人についていいたら信号無視だったということもあります。

「赤ですよ。青になったら言いますね」

「青になりました」

そんな一言が、とてもうれしく、安全のプレゼントです。安全に歩きたいと切に願うところが、駅のホームです。視覚障害者が転落するという、悲しい事故が最近もありました。電車を降りたとき、「一緒に行きましょう」と言ってくれれば、本当にほっとします。

袖振り合うもなんとなら。短い出会いが、なにかのきっかけになれば、どんなに素晴らしいことかと思えます。

第6回は、視覚障がいのある山本さんの思いを寄稿していただきました。

何かお手伝いを、と思ってもどうしたらいいかわからないことも多いと思います。そんな時、この話を思い出し、勇気を持って声をかけていただけたらと思います。一人ひとりのちょっとした勇気と思いやりで、誰もが安心して暮らせる町になると思います。

ユニバーサル社会とは…

年齢、性別、障害の有無、文化などの違いにかかわらず、だれもが地域社会の一員として支え合うなかで、安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会

▶問合せ  
福祉グループ  
☎079 (435) 2361  
Eメール  
fukusi@town.harima.lg.jp

# 高額医療・高額介護合算制度

「高額医療・高額介護合算制度」は、医療保険と介護保険の両方を利用し、その自己負担額が高額になっている世帯の負担を軽減する制度です。

▶問合せ 保険年金グループ ☎079 (435) 2581

平成28年度分（平成28年8月から平成29年7月分）の申請の受け付けが始まっています。対象となる世帯については、平成29年12月以降に申請の案内を送付しますので、申請方法などを確認ください。※平成28年8月から平成29年7月の間に、加入している医療保険の種類が変更になった場合などは、案内を送付できないことがあります。

**制度の趣旨**  
医療保険では、医療費の自己負担額について1カ月ごとの「自己負担限度額」が設けられています。自己負担額がこの限度額を超えた場合、超えた部分が高額療養費として支給されます。また、介護保険でも同様に、介護サービス費の自己負担額について、1カ月ごとの自己負担限度額を超えた場合、超えた部分が高額介護サービス費として支給されます。しかし、医療と介護の両方が重なった場合、世帯の負担は大きくなることから、これを緩和する目的で平成20年4月に高額医療・高額介護合算制度が新設されました。

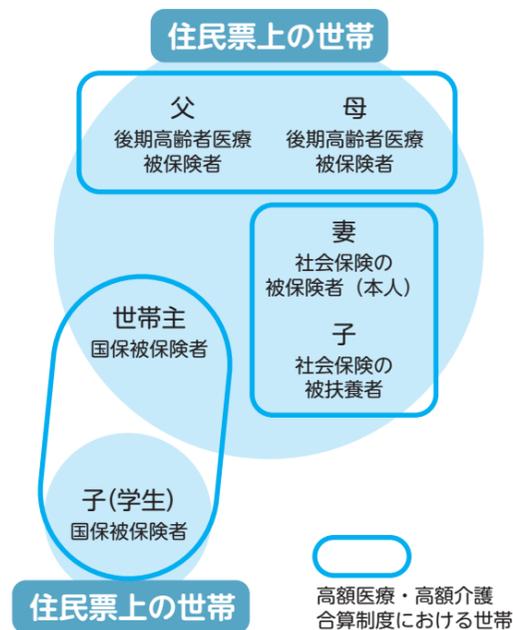
(表1) 自己負担限度額

| 負担区分    | 自己負担基準額 |
|---------|---------|
| 現役並み所得者 | 67万円    |
| 一般      | 56万円    |
| 区分Ⅱ     | 31万円    |
| 区分Ⅰ     | 19万円    |

※算定結果が500円以下の場合は支給できません。  
※区分Ⅱ…世帯員全員が、住民税非課税の場合。  
※区分Ⅰ…「区分Ⅱ」のうち、その世帯の各所得が0円である場合。年金所得は、所得控除を80万円として計算します。

**制度の概要**  
1年間（前年8月1日から翌年7月31日、以下「計算期間」という）の医療と介護の自己負担の合算額が算定基準額（表1）を超えた場合、超えた部分を支給します。

(図1) 高額医療・高額介護合算制度における世帯



**合算の範囲**  
基準日（計算期間の末日、通常7月31日）時点で加入している医療保険の世帯単位で、計算期間中に、医療と介護の両方を負担した場合に合算します。なお、入院の際の食事代や差額ベッド代などは対象になりません。住民票上で同じ世帯でも、加入している健康保険が異なるときは、別世帯となり合算できません。(図1) また、医療か介護の一方の負担がない場合は、該当になりません。

**申請窓口**  
基準日（7月31日）時点で

加入していた医療保険の窓口で申請します。また、計算期間内に被保険者資格を喪失した人は、資格喪失日前日に加入していた医療保険の窓口で申請します。町内にお住まいの後期高齢者医療の被保険者は、保険年金グループで受け付けします。

**申請に必要なもの**  
・被保険者証  
・印鑑  
・通帳など振込先口座を確認できるもの  
・加入する医療保険または介護保険に変更があった人は、以前の保険での「自己負担額証明書」